

特定非営利活動法人セカンドハーベスト・ジャパン

正会員規程

第1条 (目的)

本規定は、特定非営利活動法人セカンドハーベスト・ジャパン（以下、「当団体」という。）定款第2章に規定する正会員について必要な事項を定める。その他の会員についての必要事項は別途定める。

第2条 (正会員の義務)

1. 正会員は定款第8条の規定に従い、次の会費を通常総会開催時に納入しなければならない。

正会員 : 年会費 5千円 (個人・1口)

2. 通常総会に出席できない場合もしくは期中に入会または年会費の支払いをする場合は、前項に規定する金銭を当団体が指定する口座へ速やかに振り込むものとする。

3. 正会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、速やかに当団体へ届け出なければならない。

第3条 (規定の変更)

本規定は、理事会の議決によって変更することができる。変更後の規定は、当団体より速やかに会員へ告知するものとする。

附則

この規約は、2018年1月4日より施行する。

この規約は、2024年4月25日より施行する。